

# 議案参考資料

[令和4年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

スポーツ・文化振興課 スポーツ振興担当

## 議案名

議案第76号 指定管理者の指定について(桐生市体育施設)

## 趣旨・目的

桐生市体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

## 概要

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例第14条、桐生境野球場の設置及び管理に関する条例第9条並びに桐生スケートセンター条例第10条の規定に基づき、桐生市体育施設の管理を行わせるため、公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団を指定管理者として指定しようとするものです。

### 1 施設の名称

- |                 |             |              |
|-----------------|-------------|--------------|
| (1) 桐生市民体育館     | (2) 桐生球場    | (3) 桐生球場附属球場 |
| (4) 桐生市民プール     | (5) 陸上競技場   | (6) 元宿庭球コート  |
| (7) 相生庭球コート     | (8) 相川庭球コート | (9) 相撲道場     |
| (10) 桐生弓道場      | (11) ユーユー広場 | (12) 桐生境野球場  |
| (13) 桐生スケートセンター |             |              |

### 2 指定する団体 桐生市織姫町2番5号

公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団

### 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで (5年間)

## 背景・経過

桐生市運動公園を中心とする桐生市体育施設は、平成5年から財団法人桐生市体育協会(現公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団)へ業務委託し、平成18年度からは指定管理者制度の導入に伴い、同法人を指定管理者として指定し、現在に至っています。

桐生市体育施設の指定管理期間が令和5年3月31日をもって満了となることから、公募による選考を行いました。桐生市が掲げる「市民がスポーツを生涯の友とし、健康で明るい豊かな生活」を実現するため、同法人からの事業計画案等を評価したところ、安全かつ効率的な施設維持や、施設利用者のニーズに合った管理運営を行えること、指定管理者自らスポーツ振興事業を実施できるなど、利用者へのサービス向上と効率的な管理運営が可能であ

るとの結果となったことから、同法人を指定管理者として指定しようとする  
ものです。なお、対象施設の新設、廃止等があった場合は、指定管理料の見  
直しを行います。